

事務連絡  
令和6年1月19日

関係団体 各位

国土交通省海事局  
検査測度課長 鈴木 長之

### 令和6年能登半島地震に伴う船舶検査等の取扱いについて

令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴い、現場の状況を鑑み、船舶検査等について下記のとおり対処することとしましたのでお知らせします。

なお、御不明な点は、当課又は最寄りの地方運輸局等までご相談ください。

#### 記

#### 1. 適用対象

被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務

#### 2. 適用期間

令和6年1月4日から令和7年1月3日まで

#### 3. 対応官庁

被災地の船舶の所在地を管轄する地方運輸局等での対応の困難が予想されるため、被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務について、令和6年1月4日から令和7年1月3日までの間、管轄以外の地方運輸局等でも対応致します。

#### 4. 対処事項

##### (1) 船舶検査等の申請

船舶検査等に係る申請について、申請者の被災により通常の申請が困難な場合、FAXやメール等による申請や添付書類の一部省略を認めることとします。後日、正式な申請書の提出及び手数料等の納付をお願い致します。

##### (2) 船舶検査証書等の有効期間の延長

令和6年1月4日から令和7年1月3日の間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、被災のため船舶検査の受検が困難な場合、有効期間が満了する日の翌日から起算して3ヶ月の延長を行います。なお、当該有効期間の延長に伴う事務手続きは、延長された当該期間内に行うことで差し支えありません。

(3) 定期的検査時の処理

被災のため受検が困難な船舶等については、現認や写真、電話等により船舶等の現状が良好であることを確認のうえ検査終了とし、終了日の翌日から起算して6ヶ月後の臨時検査の指定とすることが可能です。

(4) 船舶検査受検中船舶等の取扱い

被災地において船舶検査受検中である船舶等については、北陸信越運輸局から委嘱手続き等の処理を行いますので、北陸信越運輸局へお問い合わせください。

(5) 船舶国籍証書の検認期日の延期

令和6年1月4日から令和7年1月3日の間に検認期日が到来する船舶国籍証書について、被災のため検認又は検認期日延期の手続きが困難な船舶については、船舶国籍証書の検認期日の変更を行い、3ヶ月の延長を行います。